

【重要】

早期卒業予定者の認定に関する申請手続きについて

(2024年4月進学者対象)

本学部では、法学部規則第10条の2及び法学部早期卒業制度規則(以後、「早期規則」)に基づき、「進学した年度の翌年度の9月」での早期卒業を申請に基づき認めている。

2024年4月進学予定者(2A及び3S終了時に申請した者は除く)の中で早期卒業を希望する者は、法学部便覧掲載の早期規則を熟読し、要件(早期規則第2条第2項)を満たしているか確認したうえで様式(計画書【3A終了時用】)に必要事項を記入し、以下の申請期間内に学部チーム窓口を持参する、または学部チーム宛にメールにて送付すること。

申請期間：2025年3月21日(金)～27日(木)

※締切厳守。期間外の受付は一切行わない

学部チームメールアドレス [gakubu.j\(AT\)gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j(AT)gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

※(AT)は@に変更してください。

早期卒業予定者の認定の可否については、4月中旬(2025年度S Semester履修確認・修正期間前)までに、個別にメールにて連絡する。

2024年11月5日 法学部